



【事業の分類】

関連するSDGsの目標

基本目標		重点課題プロジェクト			施策コード
4	健康で安心して暮らせるまちづくり				422
政策		その他の特色			コストの方向性
2	健康・医療の充実				コスト維持
施策		事業種	継・新	公共施設等総合管理計画	骨格・肉付け
2	地域と連携した健康づくりの推進	ハード	新規	○	肉付け

【事業の内容】

事業名	休日・夜間急患センター非常用自家発電設備改修事業				担当部課 (工事担当)	健康福祉部 (総務部)	健康づくり課 (公共施設管理課)	
事業目的	休日・夜間急患センターに設置している非常用自家発電設備は、設置から既に25年が経過し、老朽化している。今後、安定稼働が困難になる可能性がある設備を改修することで、休日及び夜間の診療を行う急患センターを整備し、市民の急病患者の医療を確保する。				事業主体	糸島市		
事業内容	急患センターは、急病の患者を365日診療しており、停電時でも滞りなく診療機能を維持するために、必要な電気を確保できるよう、老朽化している非常用自家発電機の改修工事を行う。				実施方法	一部委託		
事業期間	令和4年度				進捗状況・現状	平成8年2月に竣工。 発電設備を構成する機器は、設置場所(屋上)の周囲の気温、湿度、ほこりなどの環境、運転時間、始動・停止回数、経年変化などの要因によって劣化が進んでいる。発電設備の部品においても、製造から25年が経っており、メーカーによる部品の供給が終了しており、保守部品の確保が困難な状態である。 【参考】 法定耐用年数15年(糸島市公共施設点検マニュアル) 耐用年数30年(エンジンは25年)(他自治体の評価マニュアルより)		
総事業費	19,666	千円	(うち市予算化分) 19,666	千円	会計種類	一般会計		
昨年度の実施計画に計上した総事業費		千円		千円	予算科目	4	1	3

【担当課による評価】

◆活動指標

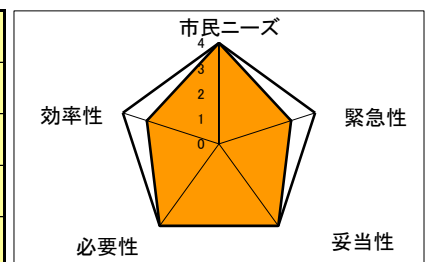
指標	現状値	当該年度目標値	最終目標値
非常用自家発電設備改修事業の実施	未実施	実施	実施

◆成果指標

指標	基準値 (R1)	当該年度目標値	目標値 (R7)
健康づくりの環境が充実していると思う市民の割合(市民満足度調査)	46.2%	47.7%	50%

◆事業の必要性など

事業の必要性	①非常に高い。必ず行うべきである。
行政関与の妥当性	①行政にしかできない事業である。
事業の効率性(費用対効果)	②費用はかかるが、それ以上の効果が期待できる。
緊急性	②今行わなければ、近い将来必ず市民生活に支障が出る。
市民ニーズ	①非常に高い



【事業費】

休日・夜間急患センター非常用自家発電設備改修事業

※二段書きのうち()は市の予算を通らない事業費を表す。

(単位:千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計	
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他	19,666			19,666	
	一般財源 (a)					
事業費 (A)		19,666			19,666	
主な事業費内訳		委託料 工事請負費				
従事職員数(人)		0.2			平均人件費	8,700
人件費 (B)		1,740			人件費割合 (%)	8.1
総コスト (A+B)		21,406			総コスト計	21,406

実 質 地 方 債 担	交付税措置額				-	
	一般財源充当額 (b)					
	(a+b)					

財源の種類	特定財源の名称 (使途が定められた財源)	根拠法令等	補助率等 (地方債は交付税措置率)
国庫支出金			
県支出金			
地方債		(充当率 %)	
その他	ふるさと応援基金繰入金	糸島市ふるさと応援寄附条例	

年 度	積算基礎	合計
令和4年度	設計委託料 1,736千円 工事請負費 17,930千円	19,666 千円
令和5年度		千円
令和6年度		千円

担当部長による 総合評価	非常用自家発電設備は、停電時において、その機能を発揮するため、休日・夜間医療業務にとって極めて重要な設備である。 休日・夜間における市民の応急的な診療を行うためには、絶対に実施しなければならない事業である。
-----------------	--



【事業の分類】

関連するSDGsの目標

基本目標		重点課題プロジェクト			施策コード
4	健康で安心して暮らせるまちづくり				432
政策		その他の特色			コストの方向性
3	支援を必要とする人たちへの福祉の充実				コスト維持
施策		事業種	継・新	公共施設等総合管理計画	骨格・肉付け
2	高齢者の介護予防と自立した生活の支援	ソフト	新規		肉付け

【事業の内容】

事業名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等事業				担当部課	健康福祉部	介護・高齢者支援課	
事業目的	高齢者の生活状況や健康状態などを把握し、糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に定める事業を評価するとともに、第9期計画の策定に生かすことを目的とする。(介護保険法第117条)				事業主体	糸島市		
事業内容	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施する。一連の業務は委託により行う。厚生労働省が提示する各調査の調査票を基に糸島市独自の調査項目を追加した調査票等を用いて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、要介護認定を受けていない高齢者(一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者)から5,000人、在宅介護実態調査においては在宅の介護認定の更新申請者等の1,200人を無作為抽出し、調査票の送付から回収、集計、分析、調査報告書作成までを行う。				進捗状況・現状	直近は令和元年度に調査を実施。結果から高齢者を取り巻く現状と課題を抽出し、糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における介護予防等の取組の指標設定に活用する等の基礎資料としている。		
事業期間	令和4年度				会計種類	介護特会		
総事業費	3,600	千円	(うち市予算化分) 3,600	千円	予算科目	款	項	目
昨年度の実施計画に計上した総事業費		千円		千円		4	2	1

【担当課による評価】

◆活動指標

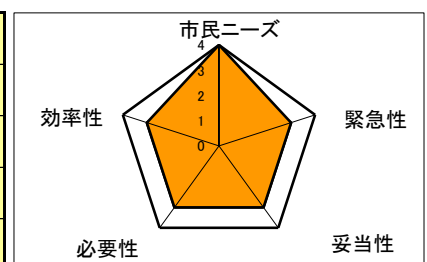
指標	現状値	当該年度目標値	最終目標値
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施数	0件	1件	1件

◆成果指標

指標	基準値 (R1)	当該年度目標値	目標値 (R7)
予防等による要介護認定率(第1号被保険者)の抑制 ※R7推計値15.8%	14.6%	14.8%	15.5%以下

◆事業の必要性など

事業の必要性	②必要な事業であり、ぜひ実施したい。
行政関与の妥当性	②内容的に行政が行うべき事業である。
事業の効率性(費用対効果)	②費用はかかるが、それ以上の効果が期待できる。
緊急性	②今行わなければ、近い将来必ず市民生活に支障が出る。
市民ニーズ	①非常に高い



【事業費】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等事業

※二段書きのうち()は市の予算を通らない事業費を表す。

(単位:千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計		
財源内訳	国庫支出金	900			900		
	県支出金	450			450		
	地方債						
	その他	1,422			1,422		
	一般財源 (a)	828			828		
事業費 (A)		3,600			3,600		
主な事業費内訳		委託料、役務費					
従事職員数(人)		0.1			平均人件費	8,700	
人件費 (B)		870			人件費割合 (%)	19.5	
総コスト (A+B)		4,470			総コスト計	4,470	

実質地方負担	交付税措置額				-	
	一般財源充当額 (b)					
	(a+b)					

財源の種類	特定財源の名称 (使途が定められた財源)	根拠法令等	補助率等 (地方債は交付税措置率)
国庫支出金	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金	25%
県支出金	地域支援事業交付金	介護保険法第123条	12.5%
地方債			
その他	市繰出金(12.5%)、支払基金(27%)	介護保険法第124条	

年 度	積算基礎	合計
令和4年度	調査業務委託料 2,506,000円 役務費(通信運搬費)120円×調査対象者合計6,200人+94円×3,720人(回収率60%)=1,093,680円	3,600 千円
令和5年度		千円
令和6年度		千円

担当部長による 総合評価	本事業は、介護保険法の規定に基づき、被保険者の心身の状況や置かれている環境を把握し、分析した上で次期介護保険事業計画を策定するために行うものであり極めて重要なものである。また、インセンティブ交付金の評価指標の中でも保険者の分析や評価が重視されており、専門業者に委託することにより多角的視点による分析等が可能となる。
-----------------	---